

はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金制度のご紹介

本市では、全国大会又は国際大会に出場する子ども達の活動を応援するため、「はばたけ、子どもたち！文化芸術活動応援金」を創設しました。制度の概要は次のとおりです。

詳細は、市文化推進課までお問い合わせ下さい。



1 対象者

応援金の対象となる者は、いずれにも該当する方です。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民（市内に住所を有する方に限る）

※18歳以上に達していても、特別な事情により高校等に在学している方は含まれます。

○県大会以上を通過し、全国大会又は国際大会に出場する方

※大会の主催者が認める方法により、予選会への出場を免除された方は対象者になります。

※大会のうち、出場者の交流のみを目的とするもの及び予選会に出場した全ての方又は団体が出場できるものは対象とはなりません。

2 応援金の額



個人 5,000円

団体 5,000円×対象となる大会に出場した団体のメンバーの人数

※人数が11人以上であるときは、50,000円をメンバーの人数で割った額（1円未満の端数は切り捨て）

3 留意点

次に該当する方は、応援金の支給の対象となりませんので、ご確認ください。

- ・同一年度中に応援金を受けた場合
- ・学校の授業の一環で大会に出場した場合（部活動は対象となります。）

4 交付実績

令和6年度は、書道や吹奏楽、放送、けん玉、マーチングバンド、ダンス等の全国大会・国際大会に出場した児童・生徒に文化芸術活動応援金を交付しました。

問い合わせ先 茅ヶ崎市文化スポーツ部文化推進課

電話 0467-81-7148（直通） メール bunkasuishin@city.chigasaki.kanagawa.jp